

令和2年2月28日

## 長期臨時休業中における学校動物の適切な管理について

公益社団法人日本獣医師会

令和2年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が、内閣総理大臣より示されました。これを受けて、文部科学省から関係機関に対し、令和2年2月28日付け元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」として、臨時休業に係る方針が示されました。教育関係機関等におかれては、たいへんな混乱の中、対応に追われていることとお察し申し上げます。

一方、8割以上の小学校において動物が飼育されており、長期休業中の世話についても、教職員や児童が当番で世話をしていると言われていました。「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」においては「第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管」として、「5 管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。」と記載があります。教育関係機関に置かれましては、子供たちの安全を最優先に対応いただいた上で、学校動物の適切な管理につきましても、引き続きご配慮をお願いいたします。

日本獣医師会では、学校動物飼育支援を推進しています。学校動物の飼育について何かお困りの点がございましたら日本獣医師会までご相談ください。

本件の連絡先 公益社団法人日本獣医師会事務局  
電話：03-3475-1601 メール：ask@nichiju.or.jp